

公益財団法人



# すみりんニュース No.35

■編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会  
 ■編集発行人 理事長 友永健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-3-21  
 TEL06-6674-3732 FAX06-6674-7201 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

## この号の内容

### 1 部落差別の現状について？

(1) ~ (13)

### 2 韓国のキム先生が住吉のまちづくりに ついて韓国で論文を発表

(13) ~ (15)

### 3 財団の動き (15) ~ (16)

## 『「特別措置法」後の部落差別の 現状は、どうなっているか？』

友永健三（一般社団法人部落解放・人権研究所名誉理事）

部落差別を撤廃するための一連の「特別措置法」は 2002 年 3 月末で終了し、12 年が経過しました。来年、2015 年 8 月になりますと「同和問題の早急な解決は国の責務であると同時に国民的な課題である」ことを指摘した内閣同和对策審議会答申が出されてだされて 50 年という大きな節目を迎えます。

このような歴史的な経過を踏まえて、部落差別の現状は、どうなっているのでしょうか？一部の人は、「今や部落差別は解消された」、「もはや同和教育や部落問題の啓発はやる必要がない」などと主張していますが、果たして部落差別は解消されたのでしょうか？

そこで、「すみりんニュース」の本号では、部落解放・人権研究所の友永健三名誉理事（本公益財団理事長）に、「『特別措置法』後の部落差別の現状は、どうなっているのか？」について執筆していただきました。

一人でも多くの皆さんにお読みいただきたいと願っています。（財団事務局）

## 1. はじめに

「特別措置法」期限後の部落差別の現状を考える際に、まず今がどういう局面かということを知っていただきたいと思います。一つは、2002 年 3 月末に「特別措置法」が終了したということです。部落問題にずっととりくんできた人ならお分かりいただけることですが、最初の「特別措置法」は 1969 年に制定されました。途中、何度か名前が変わりましたが、この法律が 33 年間施行されて、いろんな事業が行われてきたのです。当然、部落差別の実態はかなり変わってきていて、特に住環境面での改善はかなり進んでいて、昔の部落の実態をご存じの方であれば、今日の部落の実態が大きく変わってきていることはお分かりいただけるかと思いますが、特別措

置法をまた何年か延長するというので、部落問題の解決が出来るわけではないのではないかとということで、一応、2002 年 3 月末で特別措置法は終了しました。しかし、部落差別は解消されたわけではありません。まだ部落差別は現存しています。特別措置法に基づく特別な施策はなくなったけれども、差別はあるというのが、今の部落差別の特徴だと思います。

二つ目として、皆さんがご存じのように、1990 年代の後半、特に 2000 年代に入ってから、日本社会が格差拡大型の社会に変わってしまったということですね。これは特に小泉内閣によって規制緩和が行われて、自由競争が万能だという政策がとられたことによって生じてしまったのです。それまでは日本はどち

らかという、それほど大きな格差、アメリカ型のように飛び抜けたお金持ちが一方にいて、他方ではホームレスがいるという、そういう極端な格差拡大の社会ではなかったのですが、2000年代に入って、日本もアメリカに次いで格差拡大の社会になってしまったのです。しかも、単に格差が開いたということだけでなく、新たな貧困という言葉が生まれてきています。特に若者の仕事がないということですね。フリーターとかニートというカタカナの言葉がよく新聞とか週刊誌に取り上げられるような、これは大きな社会問題になっています。さらに、リーマンショック以来、世界同時不況がやってきて、少し回復したということになったのですが、今、またヨーロッパのギリシアとポルトガルが経済的にうまくいっていないということで、ヨーロッパも今困難な状態になっているようですね。このため、再び景気が後退する、そういう状況の中で部落問題があるということですね。これが二つ目です。

三つ目は2006年5月の連休明け以降、大阪、京都、奈良という部落解放運動をリードしてきた先進地において、部落解放同盟の役員の一部のメンバーによる不祥事が発覚したということです。私は部落解放・人権研究所では40年余専従の職員や役員をしていましたが、その前から大阪府連でつとめていましたので、部落解放運動に関わって今年で47年になります。この47年間、あれほど週刊誌とテレビと新聞が部落問題を取り上げてくれたことはなかったと言っていると思います。残念ながらいいことで取り上げてくれたのではなかったもので、マイナスイメージとして部落問題が取り上げられてしまうという残念な事態が起こったということですね。

こういう3つの部落問題を取り巻く出来事を踏まえるならば、結論を先回りして言いますと、せっかく改善されてきた部落差別の実態が再び厳しい状態に戻りつつあるのではないかというのが、私の部落差別の現状に関する捉え方です。

## 2. 部落差別の現状

《再び後退してきている部落の生活実態》

政府は1993年に全国の部落の実態調査をやりましたが、残念ながらそれ以降やっていません。だから現時点の全国的な信頼のおけるデータはありません。しかし、自治体レベルでは、実態調査をやらなければ行政施策が出来ないということで、鳥取県は2005年に部落の実態調査を県としてやっています。ですからこれはある程度信頼が置けるデータなのです。ただ鳥取県の実態だということで、すべての都府県も同じ実態だとは言えないと思いますが、全体的な傾向というのは、ある程度鳥取県の調査でも出てくるとしますので、紹介してみたいと思います。具体的には、資料①に記載したデータです。

資料①	
(1) 鳥取県河和地区生活実態把握調査	
(2005年7月実施)	
○生活保護世帯	
1993年	14.7%
2000年	16.0%
2005年	19.7%
(報告市町村全体6.4%の3倍)	
○就労形態	
・「常雇」	
2000年	58.0%
2005年	55.6%
(県平均 68.3%)	
・「臨時雇」	
2005年	13.6%
・「日雇」	
2005年	7.5%
(県平均 21.1%)	
(県平均 11.0%)	
○有業者の年収	
・200万円未満	
2000年	40.8%
2005年	45.4%
(県平均 39.8%)	

まず、生活保護を受けて生活しておられる人の比率はどうかということで見ますと、1993年は14.7%、2000年は16.0%、2005年は19.7%と増えていっていますね。このうち、2005年の場合、市町村全体の数字である6.4%と比較した場合、部落の場合、およそ3倍になっているということが分かるわけです。

それから就労形態ですが、部落問題の解決を考えるとときに安定した仕事に就くということが非常に大事なので、就労形態は大きな問題になりますが、「常雇」の比率が、若干低下してきています。それから「臨時雇」と「日雇」という不安定雇用といわれるものが県平均の2倍であるというデータが出ています。さらに、どれぐらい収入があるかということですが、年間 200 万未満という非常に厳しい年収で暮らしている人がどの程度なのか見ますと、2000 年は 40.8%、2005 年は 45.4%ということで、若干増えています。そして県平均は 39.8%ですから、部落の方がより厳しい実態があることがわかります。

この調査を担当された鳥取大学名誉教授の國歳先生は、結論として「現代日本は格差社会だといわれている。しかし、部落の場合には、生活困窮層に集中している。」という分析をしておられます。

私は特別措置法の 33 年間で部落の生活実態も高められてきたけれども、残念ながら特別措置法が打ち切られてしまって、特別の施策がなくなったということと、その時にちょうど格差拡大、新しい貧困という社会に日本が入ってしまったということで、部落の生活がまた厳しい状態に戻りつつあるのではという仮説を持っています。鳥取県の部落の生活実態調査ではそれが裏付けられているというのが結論です。

《部落問題理解の面でも後退してきている》

**資料②**  
**「人権問題に関する大阪府民意調査」**  
**(2000年、2005年、2010年実施)**

○結婚相手の気になること

- ・「相手が同和地区出身者かどうか」
  - 2010年 20.2%
  - (2000年 18.1%)
- ・「子どもの結婚相手が同和地区出身者かどうか」
  - 2010年 23.2%
  - (2000年 20.6%)

それから部落問題というのは、部落の中の生活実

態を高めていくということと同時に、部落問題について部落をとりまく人々の理解を高める、偏見を取り除くという課題があります。

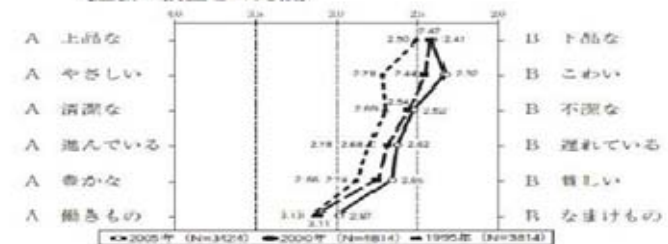
これについては大阪府が 2000 年、2005 年、2010 年と5年ごとに意識調査をやっています。

教育・啓発というものは、積み上げられていくと、少しずつ改善されるというのが本来の姿だと思うのですが、残念ながら近年になるにしたがって後退してきているという調査結果が大阪府の調査結果では出ています。

たとえば、部落問題で最後まで残るのは結婚差別だと言われています。だから結婚問題についてどういう意識状況であるかというのは、よく調査されますが、大阪府の調査では「相手が同和地区出身者かどうか」について、「気になる」という回答が 2000 年では 18.1%でしたが、2010 年では 20.2%になっています。それから、「子どもの結婚相手が同和地区出身者かどうか」ということですが、これも 20.6%から 23.2%ということで増えています。(資料②)

それから一番深刻な問題は、部落に対して抱いているイメージに関する図 1 のデータです。これはどう見ると、左側の選択肢には「上品な」から始まって「働き者」までの選択肢があります。これは部落に対してプラスのイメージを持っていると見なすわけです。右側には「下品な」から始まって「なまけもの」までありますが、これはマイナスイメージと捉えるわけです。それで、このグラフが左側に行けば行くほどプラスイメージが強いということになり、右側に行けば行くほどマイナスイメージが強いということになりますが、非常にはっきりとした特徴が示されています。

図1 平均スコアでみた同和地区というイメージ (過去の調査との比較)

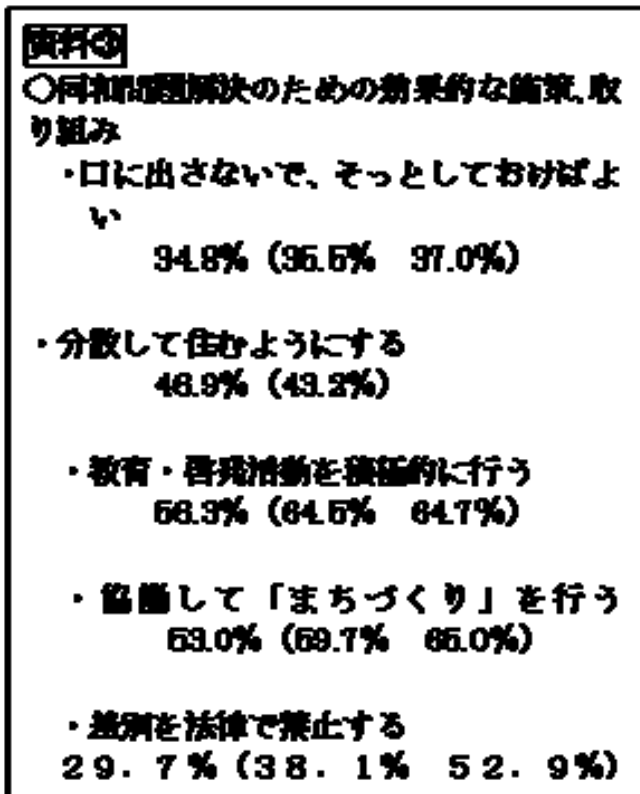


(注) 平均スコアの算出方法  
 調査結果を要約的にみるために、「非常にAに近い」に5点、「ややAに近い」に4点、「どちらでもない」に3点、「ややBに近い」に2点、「非常にBに近い」に1点のスコアを与え、「無回答・不明」を除いて平均スコアを算出した。スコアが高いほど、プラス側のイメージが強く、低いほどマイナス側のイメージが強い傾向を表している。  
 (『人権問題に関する府民意調査報告書』2006年3月、大阪府より)



一番左側の折れ線グラフは、1995 年です。真ん中のグラフは 2000 年、一番右側の実線が 2005 年です。ということは、残念ながら、最近になるにしたがって、大阪府民の部落に対するマイナスイメージが増えてしまっているということです。

そして部落問題について一番よく出される意見(みなさん方の中にもあるかも知れませんが)として、部落、部落と言うから差別があるわけであって、言わずにそっとしておいたら部落問題が解決するのではないかという考え方があるんですね。



これを我々は「寝た子を起すな」論と呼んでいますが、結論から言いますと、部落差別の意識は日常生活の中で、身近な人から口づてに伝えられていきますから、教育・啓発をしなかったらどうなるかという、いつまで経っても部落差別はなくなるのです。つまり、差別意識は寝ていないのです。ですから「寝た子を起すな」という考え方は間違っているということをはっきりしないと部落問題の解決は一步も進まないという非常に重要なテーマなのですが、2000 年が 37.0%、2005 年が 35.5%、2010 年が 34.8%ということで、この考え方は少しずつ減ってはきています。しかしながら、三人に一人はこの考え方を大阪府民

の中でもまだ持っておられるということなのです。(資料③)

部落問題の解決について二つ目に多い考え方は、「部落分散論」です。これは、部落は固まって住んでいるから差別されるわけであって、バラバラになってしまえば、分からなくなるのではないかという考え方です。これも非常に根強い考え方ですが、実は 2000 年はこの項目は調査していません。2005 年は、43.2%でしたが、2010 年では 46.9%と増えてしまっているわけですね。この「部落分散論」はどこが間違っているかという、差別があるから固まって住まざるを得ないという面があるのに、逆転して捉えているという面が一つです。二つ目は、部落の中には、自分が生まれ育ったところ、慣れ近しい人たちが共に生活しているところに住み続けたいという思いを持っておられる人も結構おられるわけですね。その人の居住・移転の自由というものがあるのです。つまり住み続けたいという自由もある。それを奪うというのは重大な人権侵害になりますね。三つ目は戸籍制度です。日本は戸籍制度を持っていますので、部落から出たとしても、差別がある限り、もともとの出身地を突き止めることができるのですね。

以上に述べてきた 3 点を考慮しますと、分散して住んでしまえば分からなくなる、部落差別がなくなるという考え方は間違いなのです。しかし、ご覧のように大阪府民の半分くらいの人がそういう意識を持っているということです。(資料③)

また教育・啓発活動を積極的に行うことが必要だということに対しては、残念ながら 2010 年の調査は、2005 年の調査よりもかなり低下していますね。64.5%に対し、56.3%ですから。(資料③)

それから、これから部落問題の解決の一番大事なポイントとして、部落が良くなると同時に隣接地域も良くなっていくような「人権のまちづくり」ということが提起されています。特別措置法の時代はあまりにも部落の実態がひどかったから、部落を良くするという事に主眼を置いてやってきたのですが、ある程度良くなってきたわけだから、これからのまちづくりは部落だけが良くなったらいいということではなしに、隣接す

る地域も良くしていこうではないかということで「人権のまちづくり」を提起して、いろいろと取り組みが各地で始まっています。これに対して、残念ながら、前回(2005年)は59.7%、その前(2000年)は65.0%賛同者があったんですが、今回(2010年)は53.0%ということで低下しているのですね。(資料③)

差別を法律で禁止するという事は、部落差別を解消していくうえでも重要な課題です。私が調べた限り、差別を法律で禁止していないのは日本だけと言ってもいいぐらいで、日本は法的には差別を野放しにしているんですね。これは禁止すべきなのです。けれども、差別を法律で禁止することに賛成する人は減っているのです。ご覧のように極端に減ってきていますね。52.9%(2000年)、38.1%(2005年)、29.7%(2010年)ということで、極端に減っています。(資料③)

それから就職差別というものを将来的にはなくすことができるかということ聞いていますが、これについては、2000年には74.8%の人が「なくすことができる」と答えています。2005年では69.4%、2010年では62.8%ということで、消極的な考え方が増えてきてしまっています。(資料④)

資料④	
○差別解決の将来展望	
・就職差別解決に向けた将来展望	
「なくすことができる」とした回答	
2010年	62.8%
	(69.4% 74.8%)
・結婚差別の解決に向けた将来展望	
「なくすことができる」とした回答	
2010年	54.4%
	(63.9% 68.1%)

結婚差別の問題も、2000年には68.1%の人がなくすことができると考えていたのに、2005年では63.9%、2010年になりますと54.4%ということで、これも低下しているのです。ですから部落差別解消していくうえで、将来的な見通しとして明るい見通しを

持つ人が減ってきているという残念な事態があります。(資料④)

つぎに、これも非常に大事なことです。「差別があった場合にあなたはどうしますか」ということを聞いたときに、「指摘して話し合う」というのは積極的な対応なんですね。これが18.7%(2000年)から14.6%(2005年)、9.4%(2010年)ということで減ってしまっているのです。(資料⑤)

差別というものをそもそもどう考えるかという問いに対して「人間として最も恥ずべき行為」という考え方に賛成する人は、2000年が86.6%、2005年が80.4%、2010年が81.2%ということで、2000年と比べると減ってしまっているということが分かってきます。(資料⑤)

資料⑤	
○差別的発言に対する態度	
・「指摘して話し合う」	
9.4%	(14.6% 18.7%)
・「なにもせず黙っている」	
15.9%	(22.8% 19.2%)
○「差別」に対する考え方	
・「人間として最も恥ずべき行為」	
賛成・どちらかといえば賛成	
81.2%	(80.4% 86.6%)

これまで紹介してきました大阪府民の意識の実態をどのように分析するのかということですが、2005年の調査の責任者は大阪大学の元木健名誉教授でしたが、「同和問題に対するイメージや態度、忌避意識、差別解消に対する意識などは、むしろ後退しているように見える結果が記されている。」と指摘しておられます。また「同和問題解決推進審議会委員の中で、法失効後『同和問題は終わった』とする状況が府内にみられるのを危惧する声があったことを裏付けていると見ることもできる」とも指摘しておられます。私もこの考え方なのですが、2002年3月末で特別措置法がなくなりました。なくなったことをもって、部落

差別もなくなったと思っている人がおられるのです。しかし、部落問題を解決するために特別の措置でやるという法律が終わっただけであって、決して部落問題が解決したわけではないのですね。そこには、混同があるのです。ところが現実にはどうということが起こっているかということ、大阪で私学の高等学校の同和教育の研究会がありまして、そこが、小学校、中学校で部落問題を授業で習ったかどうかということを毎年新生を対象に調査しています。その結果を聞きますと、特別措置法が切れた 2002 年の 3 月以降、高等学校に入学してくる新生を対象とした調査では、学校で部落問題を習ったという人の回答数が極端に減ってきています。つまり学校で部落問題を教えなくなってきている面があるのです。もう一つは各地で市民を対象とした人権課題の啓発講座をやっているとありますが、そのテーマを調べますと、これもまた部落問題をテーマとして取り上げることが極端に減ってきているのです。人権課題全般にテーマが広がったというのはいいい面もありますが、他面で部落問題の比重がすごく落ちてしまっているという問題があるのです。先ほど指摘しましたが、教育・啓発というのは続けていけば徐々に効果が上がっていきませんが、止めれば確実に後退するのですね。人間の意識というものは働きかけなければ変わることはありません。

《悪質な差別事件が後を絶たない》

#### ①相次ぐ戸籍謄本等の不正入手事件

次に差別事件ですが、「特別措置法」終了以降発覚してきた差別事件としては、相次ぐ戸籍謄本等の不正入手事件があります。まず、2003 年 7 月に京都市で、司法書士の息子さんの結婚の時に、相手の女性の身元を調べるために、同僚の司法書士に頼んで、相手の女性の親の戸籍謄本を手に入れて、父親が部落出身だということを突き止めて反対したという事件が発覚しています。この司法書士は、息子呼んで戸籍謄本を見せて、「調べたら、お前が付き合っただけで結婚したいという女性の父親は部落の出身だ」ということで反対しました。ところがその息子さん

は親の言うことを聞かなかったのです。そして、女性と共に部落解放同盟京都府連に相談に来て、分かったのです。

この事件が大きな問題になっていた時に、兵庫県でも戸籍謄本等の不正入手事件が発覚してきたのです。兵庫県に宝塚市がありますが、そこに住んでいる行政書士が、行政書士だけの仕事では食べていけないので、大阪市内の電話帳を手に入れ、興信所、探偵社に「戸籍謄本なり住民票を手に入れますよ」と、手数料を稼ぐために、電話を入れたり、FAXを入れたりして、注文を取っていたのです。その宝塚の行政書士だけで、佐賀県を除く全国から 500 通ぐらい、戸籍謄本等を不正にとっていたのです。そして、一通 5 千円で売っていたのです。それが分かってきたのです。

この事件を糾明する中から、全国的に同じような問題があるのではないかということで、部落解放同盟中央本部が各都府県連に指示して調べてみますと、大阪、愛知、東京、埼玉などにおいても同じようなことがあるということが分かってきました。この実態を松岡徹議員（部落解放同盟中央本部書記長・当時）が国会で追及したこともあって、2007 年 4 月に戸籍法が改正されました。

この結果、今どのようになっているかということ、戸籍は、本人及び親族以外に対しては原則非公開になったのです。プライバシー保護ということが非常に厳しく問われる時代になっています。みなさん、パスポートを取るときに戸籍謄本が要るので、取られたことあると思うのですが、戸籍謄本には、かなりの情報が記載されていますね。通常、戸籍謄本というのは夫が最初に書かれています。次に妻が書かれていて、子どもは生まれた順番に書かれています。そして上の欄を見ると、夫の両親が誰か、妻の両親は誰かということが分かります。子どもが結婚している場合には結婚したということが分かるのです。このように戸籍謄本は、非常に詳細な家族関係を証明する書類なのです。ですから、恐らくこれ以上のものはないといってよいほどの個人情報なのです。しかもそれが公の機関によって裏付けられているわけです。と



ころが、これまでのところ、戸籍謄本等は、個人情報保護法の対象外なのです。このために、本人でない人たちによって手に入れられて、部落差別であるとか、正式に婚姻関係を経ずして生まれた婚外子に対する差別とか、さまざまな差別に使われてきたという問題があるのです。

けれども、2007年4月の戸籍法の改正で本人及び親族以外に対しては原則非公開になったのです。これは非常に大きな変化です。ただし、8士業と言いまして、職業の名前の最後に武士の「士」が付く仕事は8つあるのです。弁護士、司法書士、行政書士や社会保険労務士等ですね。その人たちは職務上どうしても戸籍謄本を扱うことが避けられません。たとえば、財産分けでもめ事が起った場合、親族関係を証明しないとイケないでしょう。その際、どうしても戸籍謄本が要るのです。だから8士業については、全面禁止してしまったら仕事が出来ないの、除外されているのです。ところがそれに目をつけて、不正を働くという問題が後を絶たないので、どうするかということになりまして、本人確認を厳格にしようということになりました。本当に弁護士なのか、司法書士なのかということが分かる証明書をちゃんと提出してもらおうということですね。それから何のために戸籍謄本等を請求するのかという請求理由をはっきりさせてもらおうということです。それでも違反する場合がありますから、違反した場合には刑事罰が科せられるようになったのです。

それでも違反事例が後を絶たない現状があります。このような現状をどうするかということで、私は以前から言い続けてきたことなのですが、「本人通知制度」を導入すべきだという世論が高まっています。「本人通知制度」というのは何かというと、自分の戸籍謄本が取られたときに、その取られた本人に通知が行く制度です。どうしてこのことに気づいたかというと、パスポートを取るときに、都道府県の旅券担当窓口で自分の住所を書いて宛先を自分にしたハガキを持って行きますね。そうしたら、旅券担当窓口からいついつに取りに来てくださいと言って、そのハガキが送られてきますね(2009年3月からこの制度は

なくなりました)。それにヒントを得て、戸籍謄本を取られた人に通知が行くという制度の導入が必要だと思いついて、ずっと言い続けてきたのです。法務省の発表では、1年間に請求されている戸籍謄・抄本の数は3600万通を超えているとのこと。このすべてが、不正請求ではないとしても、かなりの数の不正請求が含まれているものと思われます。ですからみなさんも、私も、過去1年間に他者によって自分の戸籍謄本が取られている可能性があるのです。だけど分からないでしょう。しかし、この制度が導入されると、自分の戸籍謄本等が他者によって取られたときに、それが分かるようになるのです。

私を知る限り、この制度を全国で一番早く導入したのは大阪狭山市ですね。ここが2009年6月1日から全国の自治体の中で初めて導入しました。これはどういう制度かという、まず本人が登録しないとイケないのです。私の戸籍謄本が取られたら、連絡をくださいということをお願いした人については通知が来るのです。あなたの戸籍謄本が取られましたよという通知が来ます。この制度の意義としては、①結婚差別や就職差別等が生じた時、その原因を究明することに役立ちますし、②不正に戸籍謄本等を請求しようとする人に対する抑止的効果があります。現在、「本人通知制度」は全国的に広がっていますが、最終的には国に働きかけて全国の自治体で導入する必要があると思います(大阪市は、2015年度から導入)。

なお、2011年以降、戸籍謄本等の不正入手だけでなく、携帯電話情報、車両情報、ハローワークの求職情報等の個人情報まで不正入手・販売されている実態が明るみになってきていますが、これらの問題については機会を見て紹介したいと思っています。

## ②電子版の「部落地名総鑑」が存在している

私が47年間やってきた部落解放運動の中で忘れることのできない事件、それが「部落地名総鑑事件」です。といたしますのも、私はこの事件を担当しましたし、研究所からブックレットも出しました。この事件は、1975年11月に分かってきましたので、40年近く前の話です。終わったと思っている人もおられると思

いますが、実は終わっていないのです。

兵庫県で行政書士が不正に戸籍謄本や住民票を大量に入手していた事件が発覚したことは先ほど紹介しましたが、その行政書士と大阪の興信所間で争いごとが起こっていたのです。そして、その争いごとが裁判沙汰になり、いろんな資料が出てきました。その資料の中に大阪の興信所どうしで「部落地名総鑑」の貸し借りがおこなわれていて、貸した「部落地名総鑑」を返してもらっていないことが興信所間で争いごとになっていたということが分かってきたのです。そこで、部落解放同盟大阪府連合会が調査した結果、2005年の12月から翌年の1月にかけて、3冊、複数の興信所から「部落地名総鑑」が回収されたのです。現物を見てもらった方が分かりやすいので、図2が現物の写真です。

図2  
回収された3冊の「部落地名総鑑」



提供: 部落解放同盟大阪府連

これまで、8種類の「部落地名総鑑」が出回っていることが分かっていました。「部落地名総鑑」をご覧になった方はおられないと思いますので、どういものかといいますと、まず、それぞれの部落の名前が書かれています。そしてその部落が所在する住所、部落の戸数、その部落が主にどのような仕事をしているかが書かれています。全国におよそ5300ヶ所の部落がありますが、それを都府県別に編集して掲載しています(住吉地区も「部落地名総鑑」に掲載されています)。そして目次を付けて、一冊の本にして販売されていたわけです。

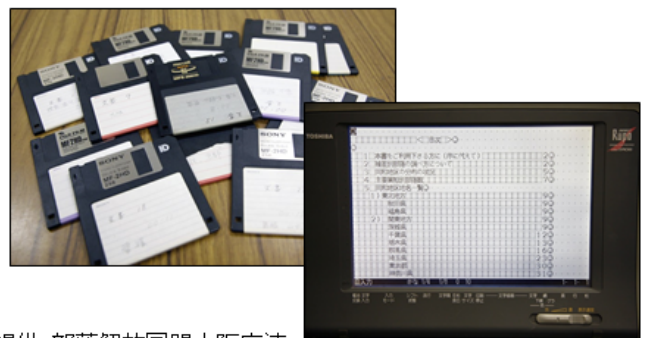
一冊の値段は、安いもので5000円、高いもので4万5000円(いずれも40年度の前の貨幣価値)でした。200社を超える企業が、「部落地名総鑑」を購入していました。

写真の左下の見開きになっている「部落地名総鑑」は8番目に分かってきたもので、これは我々も知っていました。だからまだ一冊あったということです。それから右側のものは全て手書きです。大阪と奈良は特に詳しく、それぞれの部落ごとに最寄りの電車の駅の名前が書かれています。どこそこ駅で降りて、どの方向に何分ぐらい歩いて行くと、〇〇部落があると書かれていて、その部落の中をぐるりと回って表札を見ると、△△や□□といった苗字の家が多いなどと書かれています。ご覧のように、この手書きの「部落地名総鑑」はボロボロになっていますね。ということは、結婚差別や就職差別が、この「部落地名総鑑」を使ってどれだけ引き起こされたかを想像力を働かせて考えていただきたいと思います。この手書きの「部落地名総鑑」は、8種類の中には入っていません。だから9番目があったということです。

それから左上の「部落地名総鑑」は横に長いでしょう。これまで判明していたものは、すべて縦長なのです。これも初めてわかってきたもので、「部落地名総鑑」は10種類あるということが分かってきたということです。

図3 電子版「地名総鑑」の回収

(2006年9月)



提供: 部落解放同盟大阪府連

そして極めつけが図3です。3.5インチのフロッピーに収められている「部落地名総鑑」が、2006年



9 月、部落解放同盟大阪府連によって大阪の調査業者から回収されたのです。なぜ回収されたかという、不便で使い勝手が悪いので使われていなかったからだと思われます。「部落地名総鑑」を 3.5 インチのフロッピーに収めようと思うと、20 枚も 30 枚も必要です。しかし、現在使用されている USB メモリーですと 1 本に十分収まります。ですから、私は、差別をしている調査業者のパソコンのハードディスクか所持している USB メモリーに「部落地名総鑑」は記録されていると思っています。

ということは、パソコンやインターネットをやっておられる方ならお分かりいただけると思うのですが、「部落地名総鑑」の根絶は不可能になったということです。これだけ電子情報が行き渡っている時代に、いったん電子化されて流布されてしまった情報を全て回収することは不可能です。

ですから、「部落地名総鑑」が電子情報として出回ってしまっていることを頭に入れて、どのように部落差別をなくしていくのかを考えるしかないところへ私たちは来てしまっているのです。これは、決定的に新しい局面ですね。

### ③戸籍謄本等の不正入手事件と「部落地名総鑑」の関係

次に、戸籍謄本等の不正入手事件と「部落地名総鑑」の関係を考えるために、重要な調査結果を紹介します。部落差別と黒人差別を比較したとき、差別という点では同じですが、違いがあります。どこが違うかという、外見上分かるかどうかという点です。厳密に言うと、いわゆる「白人」と「黒人」との間で生まれた子どもの場合、外見上「白人」として生まれてくる「黒人」の方もおられますが、簡単に議論を整理しますと、部落差別の非常に大きな特徴は外見上分からないのに、差別されるという点です。そこで大阪府は 2005 年の大阪府民の人権問題に関する意識調査の中で「世間ではどのようなことで同和地区出身者と判断していると思うか」ということを尋ねたのです。その結果、一番多かったのは「本人が現在同和地区に住んでいる」の 50.3%です。2 番目に多いのが「本人の本籍地が同和地区にある」の 38.3%でし

た。その次には、「父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる」などの回答が多かったのです。つまり本人が部落に住んでいるか住んでいたことがある、あるいは祖父母や父母がそうだとということをもって、その人が部落の人だと判断しているということが分かってきたわけです。なお、職業については、かつては比率が高かったと思いますが、この調査では 18.9%にとどまっています。

ですから今日の部落差別の特徴は何かというと、部落に住んでいる、あるいはかつて部落に住んでいたということをもって、その人は部落の人だと判断しているということなのです。

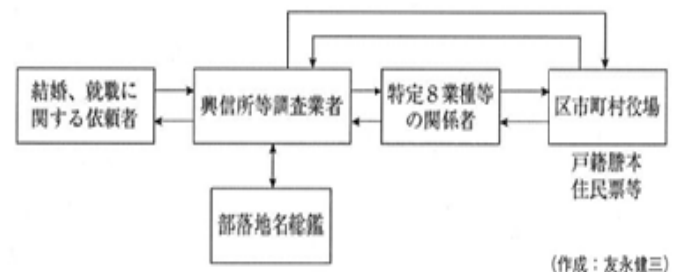


図2 戸籍謄本等の不正入手と部落地名総鑑の関係概念図

この調査結果を踏まえて、戸籍謄本等の不正入手事件と「部落地名総鑑」の関係を考えてみたいと思います。そこで私が作成しました関係図をご覧ください。今、日本社会では、人を雇うときに、あるいは結婚するときに相手が部落の人かどうかということを知りたいという意識はまだあるわけですね。ところが、素人ではこれはなかなか分かりません。特に大阪や東京などの大都会になりますと、部落に住んでいる人ばかりではなく、部落外に住んでいる人も多くおられますし、どこが部落かということもなかなか簡単には分かりません。そこで、どうするかというと、専門の調査会社に頼むわけです。そして専門の調査会社はお金をもらって調査するのです。数年前にNHKが 70 分くらい同和行政について取り上げてくれたことがあって、そのときにNHKのアナウンサーが興信所に行って部落差別の身元調査の実態を尋ねていました。アナウンサーがどれ

くらいお金を取るのかと聞いたら、1件 50 万円程度と言っていました。と言うことは、お金持ちが調べているということですね。大体、「師」がつく人が多いということです。教師、弁護士とか医師、そういう比較的高所得者層ですね。

さて、頼まれた調査業者はどうして調べるかという、まず調査対象者の戸籍謄本と住民票を手に入れます。その方法は 2 つあります。一つは、上の線で記した方法で、これは何かといいますと、直接調査業者が委任状を偽造して取るという方法です。これは法律違反です。事例としては、名古屋市で興信所が 1500 通くらい取っていました。これがバレてしまい、警察に踏み込まれて証拠書類が押収され、委任状をでっち上げていたことが明らかになったのです。委任状には印鑑が要りますが、この探偵社には 1500 本、認印があったということです。町のちょっとした印鑑屋さんよりも多く印鑑があったのです。しかし、この方法は法律違反ですし、見つかったら大変なことになるので、先ほど言いました弁護士や司法書士、さらには行政書士であれば、比較的容易に取ることが出来るので、手数料を払って取ってもらうわけです。ところが、戸籍謄本や住民票には、住所は書かれています、そこが部落かどうかは書かれていません。ですから、「部落地名総鑑」が要るわけです。戸籍謄本や住民票に記載されている本籍地や現住所の住所を「部落地名総鑑」の住所と照らし合わせるわけです。そうして報告するわけです。

従来、部落解放運動に取り組んできた関係者の中では、部落の人口は 300 万人と言われてきましたが、この人口だとすると、部落の人口は、日本の総人口 1 億 2 千万人のうちの 4%ということになります。そうすると確率的に言って、調査した結果「この人が部落の人でした」という報告は 4%しかないわけです。後の 96%は、調べた結果「部落の人ではありませんでした」という報告が行くわけです。そこで皆さんに考えて頂きたいのですが、「調べた結果、部落の人ではありませんでした」という報告も部落差別ではないでしょうか。しかしながら、「そのような報告は差別だ」と言って怒る人はないわけですね。調査報告書

を見た人は安心するわけです。そして差別はなかったことになるわけですね。4%の「調べた結果、部落の人でした」という報告が行われた場合、結婚や採用を断るということが起こってくるわけですね。そして、差別をされた人が許し難いということで運動団体に訴えてきたものだけが、結婚差別事件や就職差別事件になり、『解放新聞』や『部落解放』に載るわけです。このように考えますと『解放新聞』とか『部落解放』などの媒体に結婚差別事件や就職差別事件が掲載されるというのは、実際に起こっている差別事件の「氷山の一角」なのですね。こうした差別の隠された実態を、この概念図から読み取っていただきたいと思えます。

#### ④土地差別調査事件

マンション建設にあたって、広告代理店がディベロッパー、いわゆるマンション開発業者に参考資料として提供したレポートに差別的な内容が記載されていた事件が 2008 年 8 月発覚しました。同和地区の所在地などの情報をレポートとしてまとめ依頼主に提出していたリサーチ会社(大阪市内)K社は、東京に本社のある調査会社で、事件を起こしたのはその大阪営業所でした。不動産の折り込み広告を作る広告代理店などからの依頼を受け、とくに近畿圏内のマンション建設について、周辺の聞き込みなどを行い、校区評価や地域評価などを行っていたのです。中には、はっきり部落の地域だと書いているものもありましたが、さすがに差し障りがあるので「地域下位地域」、「不人気地域」、「低位エリア」等という言葉を考えて報告していたのです(住吉地区を含むエリアについても同様の報告が行われていました)。

その後の究明活動によって、関与が明らかになったマーケティングリサーチ会社は 5 社。差別表現が記載されながら漫然と受け取り続けた広告代理店が 13 社。ディベロッパーが 15 社確認されています。(資料⑥参照)

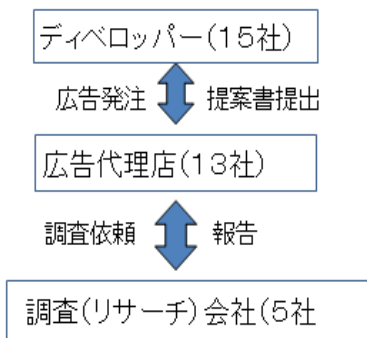
どこが同和地区かを調べ、それが敬遠される地域であるとの表現を使い、さらには、問題ある地域として差別評価した報告書を作成する「リサーチ会社」。また、それを理解したうえで対価を支払い購入すると

いう「広告代理店」。差別記載を放置したまま作成された報告書を何の抵抗もなく受け取り続けていた「ディベロッパー」。この三者による差別の構図が、数十年にもおよんで延々と続いていた実態が明らかとなりました。

この事件の背後には、被差別部落の地域内、さらには、校区に被差別部落を含む地域内に建てられたマンションや住宅の購入を忌避する市民の差別意識の実態があることを指摘しておきたいと思います。

**資料⑥「土地差別調査事件」(2008年発覚)の概要**

○不動産の売買の分野で差別がある。



**⑤連続大量差別はがき事件**

「特別措置法」期限切れ後に生じてきた差別事件として、2003年5月から2004年10月まで400通以上脅迫はがきを送りつけていた「連続大量差別はがき事件」があります。差別脅迫はがきは、主として部落解放同盟員に送りつけられていました。一番集中して送りつけられたのが、部落解放同盟東京都連に勤めている浦本さんです。浦本さんの場合、脅迫はがきが送り付けられていただけでなく、アパートに住んでいたのですが、東京電力に電話をされて電気を止められたり、お寿司を注文していないのに大量のお寿司を配達されたりといった嫌がらせも受けていました。



一番ひどかったのは、熊本にある菊池恵楓園(元ハンセン病患者の施設)がありますが、そこへ、浦本さんの名前で差別はがきを送りつけられたことです。元ハンセン病患者が訴えていた裁判で、国側が敗訴した後、元ハンセン病患者の皆さんが一度温泉に行きたいということで、ホテルに申し込んだら断られたという事件があったでしょう。あの事件が起こった時にどういことがあったかという、部落解放同盟員の浦本さんの名前で「お前たちハンセン病にかかった奴らはハンセン病発病の時点で人間ではなくなった。…(中略)…ホテルというところは人間が泊るところであってお前たちのようにハンセン患者(ママ)のような人間ではないダニが泊るところではない。…(後略)…」といった元ハンセン病患者をひどく傷つける内容のはがきを送っているわけですね。つまり差別されているものが差別するという構造を作り出したわけです。

この実行者は2004年10月に逮捕されました。この脅迫はがきを書いていた人がどうして分かったかということですが、普通はなかなか分からないですね。これがどうして分かったかという、東京都連が集会を開催したのです。真相報告集会をやって、参加者にこういうはがきを送りつけている事件が起こっているのだと訴えていたのです。資料の差別はがきを見ていただくとお分かりになるように、字に特徴がありますね。クセがあって、びっしりと書かれています。実行者は、東京の青梅市の図書館ではがきを書いていたのですが、青梅市の職員がその現場を見たわけです。その職員は集会に参加して、このはがき



を見ておられたのです。そこですぐこの人が犯人だと分かったのです。それで、警察に通報し、その後しばらくして差別脅迫はがきを書いていた実行者が逮捕されたのです。ですから、東京都連が真相報告集会をしていなかったら、いまだに分かっていないかもしれないということです。

問題は、この人がなぜこんなことをしたかですが、この人はフリーターだったのです。大学を卒業して公務員になりたかった。何回か試験を受けたけども、落ちてしまった。そこで腹が立って、いつもむしゃくしゃしていた。本が好きだから図書館に行っている。本を読んでいたら『同和利権の真相』という本があったのです。部落解放同盟を批判した本ですね。その本の内容はというと、ものすごく誇張して書かれています。この本を読んだ、実行者は、こんなひどいことをする人間がいるのかということで、部落解放同盟員に敵愾心(てきがいしん)を持ったのです。そこで自分の腹立ちや鬱憤を部落解放同盟員に向け出したのです。

この人は脅迫罪、名誉毀損罪、私印偽造・同使用などで 2005 年 7 月に懲役 2 年の実刑判決を受けました。彼は刑に服して、もう出てきました。

なお、この事件に関しては、浦本さん自身が執筆された『連続大量差別はがき事件 被害者としての誇りをかけた闘い』と題した本が 2011 年 3 月、解放出版社から出されていますが、事件の経過、被害を受けた浦本さん自身がこうむった被害の深刻さ、この事件に対するとりくみ等が、詳細に報告されています。ぜひ、皆様にもお読みいただきたい本です。

#### ⑥愛知県差別サイト作成事件

もう一つ愛知県で起こった事例を紹介します。これもひどい事件で 2006 年 10 月から 2007 年 2 月まで、インターネット上に「B 地区にようこそ in 愛知県」と題したホームページを開いて、愛知県内の部落の地名、詳細な場所、デジカメで撮影した写真、差別を助長する文書が掲載されていたのです。もう少し具体的に説明しますと、自転車で部落の中を回って、写真を撮って、それを自分のホームページに貼り付けて解説文をつけているのですが、その解説文が差別

的なものでした。愛知県だけでなく三重県、岐阜県の部落の一部も掲載されていました。2 月に削除されるまで 1 万件を超えるアクセスがありました。

愛知県の部落の業者の方で、商売している自分の屋号も分かるような状態になっているので、実行者を名誉毀損で訴えたのです。この実行者も 2007 年 7 月に逮捕されて、同年 10 月、名古屋地裁において名誉毀損罪で懲役 1 年、執行猶予 4 年という判決が出されました。実行者は控訴しなかったため、この刑は確定しました。この事件の実行者もフリーターでした。

本人も社会から疎外され孤立し人権が満たされていない人が、被差別者にその不満や鬱憤をぶつけて憂さ晴らしをするという一番典型的な事例は 2008 年 6 月に生じた秋葉原無差別殺傷事件ですね。東京の秋葉原で無差別殺人事件を引き起こした青年も家族の中で孤立し、職場でも孤立し、最終的にはメールでも孤立していた。メール出しても誰も返事をくれなかった。そして絶望して、誰でもいいということで殺人を起こしてしまった。だから非常に悲劇的ですね。殺人事件を引き起こした人はある意味では人権が満たされていない人で、社会的に非常に弱い立場におかれて孤立している人なのだとことが分かってくるのです。

#### ⑦インターネット上での差別宣伝、差別扇動

インターネットをされている人は、「2ちゃんねる」を見てご存じかと思うのですが、非常にひどいナチスを思わせるような文章がインターネット上で流されています。

例えば、2006 年 11 月 10 日には、「非人エタ公は避妊しろ。腐った遺伝子を後世に残すな。日本の恥部め。部落解放同盟死ね。」、同年 11 月 15 日は「今まで関わってきた経験上、部落の人って身体的特徴があるな 肌の色、天パ、訝る(いぶかる)ような目付き、顎の骨格、歯並び・・・など 劣性遺伝子が変わることなく受け継がれている点は、やはり近親相姦の影響かな そうだ牛殺しの顔付きだ エタとチョンの劣化遺伝子は後世に残すな。日本が腐る。」等と、悪質きわまる差別情報が流されています。(い

ずれも、反差別ネットワーク人権研究会代表・田畑重志さん調べ)

このような悪質な差別情報が、インターネット上で次々と流されていますが、現行法では規制することができず、野放しの状態です。

### ⑧水平社博物館前でも差別街宣

最近の非常に深刻な問題は、在日特権を許さない市民の会(「在特会」)の関係者が部落差別街宣を始めたということです。今まで「在特会」は、在日コリアンに攻撃の矛先を向けていましたが、「在特会」の副代表 K が 2011 年 1 月、奈良県御所市にある水平社博物館の前で差別街宣をするという事件が生起しています

差別街宣は、水平社博物館が従軍慰安婦問題を取り上げた展示をしたことに対して行われたもので、その内容は「この水平社博物館、ド穢多どもはですねえ、慰安婦イコール性奴隷だと、こういったこと言ってるんですよ。文句あったら出てこいよ、穢多ども。ね、ここなんですか、ド穢多の発祥の地、なんかそういう聖地らしいですね。」「穢多やら非人やらいうたら、大勢集まって糾弾集会やら昔やとったん違うんですか。出てこい、穢多ども。何人か聞いとるやろ、穢多ども、ここは穢多しかいない、穢多の聖地やと聞いとるぞ。出てこい、穢多ども、おまえらなあ、ほんまに日本中でなめたマネさらしやがって」などといったひどい差別的なものでした。

2011 年 8 月、水平社博物館を運営する財団法人水平社博物館は K の街宣によって社会的・精神的被害を被ったとして、K に対して 1000 万円の慰謝料を求める民事訴訟を奈良地裁に提起しました。奈良地裁は翌年 6 月「穢多・非人が不当な差別文言であることは公知の事実であり、K の言動は水平社博物館に対する名誉毀損にあたる。また K の言動は水平社博物館の設立目的及び活動状況等を否定するものであり、生じた損害は相当大きなものであると言わざるを得ない」として、K に慰謝料 150 万円を支払うよう命じました。原告・被告ともに控訴しなかったため、そのまま判決は確定しました。

本当にひどい差別宣伝、差別扇動の矛先が部落

にも向き始めているということを警戒しないといけません。

## 日本の「人権にやさしいまちづくり」から何を学ぶのか ～ 韓国慶尚大学の金仲燮教授が住吉のまちづくりを紹介～

韓国の被差別民・白丁(ペクチャン)とその解放運動である衡平社(ヒョンピョンサ)の研究者である韓国慶尚大学社会学部の金仲燮(キム・ジュンソップ)教授が、最近韓国の雑誌で住吉のまちづくりを紹介されました。金教授は、これまで数度にわたって住吉地区を訪問され、支部大会なども傍聴されたこともあります。「すみりんニュース」の本号では、金教授と論稿の内容紹介を神戸大学の高正子(コ・ジョンジャ)非常勤講師にお願いしました。

本稿は、韓国慶尚大学教授金仲燮さんが 2013 年に発表した論文「日本の『人権のまちづくり』の歴史と成果：大阪市住吉地区を中心に」(『現象と認識』第 37 巻4号(2013.12、121 号)に記された内容をまとめたものである。

金仲燮教授の論文についてまとめる前に、著者について紹介しておこう。

長い間、韓国において人権とは、言論の自由をはじめとする生存権を意味していた。1987 年の民主化以前において韓国では、政府に対する異議申し立てを発すること自体が命懸けだった。つまり、1945 年の植民地からの解放後、48 年大韓民国政府樹立以降の南北対立によって、政府に対する異議申し立ては、すべて共産主義に利する行為として処罰されてきた。にもかかわらず、韓国人は常に権力に対して異議申し立てを行ってきた。賄賂

や腐敗が蔓延(まんえん)していた李承晩政権を 1960 年 4 月 19 日、市民の異議申し立てによって李承晩は下野した。つかの間の民主化は、翌年軍部のクーデターによって押しつぶされた。軍事独裁政権が 1979 年 10 月の朴政熙大統領—現朴槿恵大統領の父—の暗殺、そして 12 月の全斗煥少将らによる軍部の反乱と翌年の 5 月 17 日の軍事クーデターによってまたもや軍部が権力を掌握した。これに反発する光州市民による民衆抗争は軍の力で弾圧された。その後も、権威主義的な政権に対する異議申し立ては、多くの犠牲が伴われた。1987 年の民主化宣言、1993 年の文民政権の誕生、1997 年の政権交代による金大中大統領の誕生までの民主化への道程を経て、韓国社会はようやく差別や偏見などの人権に目を向けるようになった。

金教授は韓国の被差別民衆である白丁(ペクチョン)が、1923 年、晋州で身分解放を叫んで始まった衡平運動の研究者である。衡平社(ヒョンピョンサ)は韓国史の中で長い間、親日団体として認識されていた。それは、衡平社が 1935 年以後、日本帝国の戦争推進に協力して戦闘機を献納するなどの親日的行為によるためだ。このような認識を逆転させ、植民地期に最も長く活動した社会運動として、最初の人権運動として位置づけたのが金仲燮教授である。そして、彼は衡平運動の発祥地である晋州で衡平運動 70 周年(1993 年)、80 周年(2003 年)を記念して日本の部落解放・人権研究所と一緒に国際シンポを開催した。また、市民の募金によって晋州城の側に衡平記念塔を建立するなどの記念行事を行い、広く衡平運動の精神を知らしめた。さらに、晋州市内に人権センターをつくり、現在は「人権のまちづくり」について日本の事例から学ぼうとしている。

では、この論文の問題意識から見てみよう。地域社会に残っている排他的で保守的な古くからの慣

習が、必ずしも人権にやさしいとは限らない。ならば、すべての地域住民にとって人権にやさしいまちを作るためには、何が必要だろうかという疑問から出発している。つまり、保守的な地域社会を人権にやさしいまちにつくり変えるには、それなりの「装置」が必要であろう。その「装置」はどのようなもので、どのように立ち上げていけばよいのかを、人権にやさしいまちづくりを進めている日本の事例から学ぼうとしている。

人権にやさしいまちづくりの事例として金教授は、住吉地区を選んだ。それは、この地域が日本の近代化のなかで崩壊したはずの身分制によって、出自によって言われなき差別を受けている地域であり、ここの住民がどのようなまちを、どのように作って行くのかという過程を見ることで、韓国社会で人権のまちづくりを推し進めるモデルにしようというものである。

まず、明治維新以降この地域には、307 人の住民(67 世帯)に対して自己住宅所有者が 19 棟(28.4%)で(1872 年)、1917 年には住民は約 2.6 倍(788 人、133 世帯)増えたにも関わらず、自己住宅所有者は 17.3%と住環境は悪化するという劣悪な生活環境であった。1922 年、水平社運動が起こると、政府は水平社の運動が広がらないように翌年から被差別部落地域の中から全国 20 箇所を選んで改善事業を行ったが、この地域はこの改善事業の対象となった。まさに、この改善事業を第一期と捉え、現在までの過程を友永健三の説にそって 4 期に分けて論じている。

第一期は、木造住宅が建てられ、道路が整備、託児所と青年会館、そして公衆浴場、夜学校が開設された。

第二期は、終戦後の部落解放全国委員会の結成を経て、1955 年全国部落解放同盟の結成、翌年に住吉地区にも解放同盟が結成され、この運動とともにまちづくりは進められた。1959 年の市営住宅建設、多様な組織の結成と権益擁護のための



組合が組織され、隣保館中心に住民の団結のための活動が行われ、女性への識字教育などの教育に力が注がれた。他方、まちづくりは住民間にある葛藤(かっとう)を解決し、住民の和合を成し遂げる過程でもあったのだ。

第三期は、解放運動の闘いの成果(1969年の同和对策事業特別措置法)をもとに飛躍する時期である。隣保館が解放会館に変わり地域の拠点に、総合的なまちの未来像を描き計画するための組織を組織し、そこを中心にアンケート調査をし、専門家を交えて分析し、計画を立てるというシステムが構築された。さらに、この時期に同和会との葛藤が解消された。人権にやさしいまちづくりは、意見が違ふ人たちにを排除するのではなく、共同体の中で対立を解消していこうとした。

第四期は、時限立法の期限が切れてから今日までも進められているまちづくりを紹介している。それは、地域福祉と生活中心の人権のまちづくりである。

住吉地区の成功事例として指摘されているのは、人権にやさしいまちづくりにとって最も重要なのが住民の意志であるという。つまり、社会の差別や抑圧を闘いによってはねのけ勝ち取ってきたまちづくりの歴史的経験と住民の意志が、重要であったと結論づけられている。この事例から、昨今韓国でしきりに語られているニュータウン構想が、何のために、どのような方法で、誰によって推進されるのかを、住民自身がしっかり問うことの重要性を導き出している。そして、現代の新しいまちづくりのキーワードが人権であり、その実現のために社会科学が動員されなければならないと、金仲燮教授は研究者の社会的貢献の必要性も指摘している。  
[高正子(神戸大学非常勤講師)]

## 公益財団法人住吉隣保事業推進協会の動き

**2014年度事業計画・予算を承認されました！！**  
さる、3月2日(日)住吉住宅集会所において午後2時3分から3月理事会が、3月16日(日)2時から3月臨時評議員会がそれぞれ開かれました。今回の理事会、評議員会では、2014年4月からの公益財団としての独自事業の取り組みと2年延長が決定された市民交流センターすみよし北に関する取り組みについて、それぞれ①事業計画に関する件、②予算に関する件が提案され、承認されました。

それ以外の提案事項としては③2014年度以降の市民交流センターへの大幅に削減された人件費に対しての市民交流センターすみよし北の職員配置(正規職員2名と嘱託職員を中心とした4~5名)と公益財団の職員体制(1名増)に関する件、④職員体制の変更による嘱託職員、非常勤職員の就業規則の作成に関する件、⑤1919年に建設された青年湯以来の共同浴場が果たしてきた役割、さらに1960年に建てられた住吉隣保館以降解放会館、人権文化センター等が果たしてきた役割を受け継いだ少なくとも50年先までの住吉地区、さらには隣接地区住民の福祉と人権を守っていく拠点としての役割を果たせる「新センター」建設にむけての提案と議論が行われました。

提案事項に関しては特に⑤の「新センター」の建設に関しての質問、意見が活発に出され、今後については各方面での議論を踏まえ、次回の理事会・評議員会で協議し決定していくことが確認されました。

また、これからの諸課題に関しては①市民交流センターすみよし北の耐震補強にむけた取り組みの継続②子ども、青少年の行き場としての勉強会の継続③基本財産として今年満期になる国債の預け換えしていくことが確認されました。

「人権のまちづくりを考える」  
すみよし連続講座  
これからの人権のまちづくり  
～経営と社会貢献の両立を目指して～  
【特別記念講演会】

日 程 4月26日(土)  
時 間 13:30～15:30  
会 場 市民交流センターすみよし北・ホール  
定 員 250名  
費 用 500円(資料代)  
講 師 炭谷 茂さん  
申込締切 4月23日(水)

【炭谷 茂(すみたに しげる)プロフィール】



1946年富山県生まれ。1969年東京大学法学部卒業後厚生省(当時)に入る。総務庁地域改善対策室長、厚生省社会・援護局長、環境省官房長等を経て、2003年7月環境事務次官に就任、2006年9月退任。現在恩賜財団済生会理事長、日本障害者リハビリテーション協会会長、朝日新聞厚生文化事業団理事等を務める。

主な著書に「私の人権行政論」(解放出版社)、「環境福祉学の理論と実践」(編著、環境新聞社)、「社会福祉の原理と課題」(社会保険研究所)

申込み方法

直接来館・はがき・電話・faxにて受け付けています。1.住所、2.名前、3.電話番号、を明記の上、お申込みください。

申込み・お問合せ先

〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-3-21  
大阪市立市民交流センターすみよし北  
Tel: 06-6674-3731 fax: 06-6674-3710

急募!

図書ボランティアの募集と  
新刊図書の寄付のお願い

市民交流センターすみよし北では、図書室の運営をお手伝いいただく図書ボランティアの募集と読み終えた新刊図書のご寄付をお願いをしています。

図書ボランティアの内容

場所: 図書室(市民交流センターすみよし北2階)

時間: 毎週火曜日～土曜日  
午後1時30分～午後5時までの間  
(都合のつく時間帯だけでも結構です)

ボランティアの内容:

本の貸し出し  
本棚の整理  
皆さんにお勧めしたい本の選定  
来館者の本探しのお手伝い  
自分がやってみたいという企画  
(例 本の読み聞かせ)の提案 等

新刊図書の寄付

・読み終えた新刊図書ご寄付をお願いします。  
(但し、新刊図書に限ります。ご寄付頂いた図書の処遇に関しても当センターでお任せ願います。)  
ご希望の方は電話連絡または窓口までお申し出願います。

■公益財団法人住吉隣保事業推進協会  
ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

お知らせ

2014年度から「すみりんニュース」は、2ヶ月に1回、奇数月に発行致します。